

北上市告示甲第110号

北上市多子世帯応援給付金支給事業実施要綱（令和3年北上市告示甲第53号）は、令和7年3月31日限り、廃止する。ただし、廃止の日までに支給を決定した給付金に係る第8及び第9の規定は、同日後もなおその効力を有する。

令和7年3月24日

北上市長 八重樫 浩 文